



「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向 (米国編)

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部・ニューヨーク事務所
2024年11月

目次

I.	要旨	p.3-4
II.	輸入規制	p.5-9
III.	輸出管理・経済制裁	p.10-13
IV.	通商協定	p.14-16
V.	参考資料	p.17-19

I. 要旨

1 | 要旨

- **米国では、2022年6月に人権に関する輸入規制「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」が施行。**中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品等を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止。2024年7月までにUFLPAに基づき35億ドル相当の9,475件の貨物が差し止め。
- **人権侵害に加担した個人・企業に対しては輸出管理や経済制裁も。**米国が関与するFTAなどでは人権保護や競争条件平準化の観点から労働者の権利の保護義務を課す条項が盛り込まれる。

1 強制労働製品の輸入禁止

- 外国で強制労働を利用して生産された物品の輸入を禁止する「1930年関税法307条」を根拠法に、UFLPAは**中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品等を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止。**
- 執行金額では東南アジア各国が中国を上回り、中国のみならず**第三国経由の輸入にも執行**が及ぶ。

3 人権保護を理由とした輸出管理・経済制裁

- 米国は輸出管理や経済制裁を安全保障政策上のみならず、人権の尊重や法の支配といった民主主義の基本的価値観を国際的に擁護・推進する外交政策上の手段としても活用。
- **人権侵害に加担した疑いのある企業・個人を輸出管理の対象となる事業体リスト（エンティティ・リスト）や、資産凍結や取引禁止など経済制裁の対象となる事業体リスト（SDNリスト）に随時追加。**

2 輸入規制の“抜け穴”塞ぐ法改正を議論

- 通関手続きが簡素化される少額貨物の特例制度（デミニミスルール）が、強制労働などによって生産された物品輸入の抜け穴となる懸念から、政権・議会双方でデミニミスルールの法改正の動きが活発化。
- **バイデン大統領は2024年7月に議会に対して法改正を要請。**議会では少額貨物の通関時の情報収集を強化する法案など複数の改正法案が提出されている。

4 貿易協定上の労働問題解決の仕組み活用

- **米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）で「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」**を創設。RRMを通じて、2024年8月までに米国からメキシコ政府に対し計27件の申し立て。日系企業の運営する工場での労働権侵害の事案も（いずれも解決済み）。
- インド太平洋経済枠組み（IPEF）でも労働問題解決の仕組みが設けられ、具体的な運用方法が注目される。

Ⅱ．輸入規制

1 | 概要

- 米国の人権に関する輸入規制は、外国で強制労働を利用して生産された物品の輸入を禁止する「1930年関税法307条」がベースに。
- **「ウイグル強制労働防止法」は的を絞り307条の執行を強化**。中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品などを「強制労働を利用して生産された」と推定し、307条に基づいて輸入を禁止。

1930年関税法307条 ※1930年成立

- 外国で強制労働、児童労働、囚人労働、刑罰による契約労働などを利用して採掘・生産・製造された物品の輸入を禁止する。
- 米国税関・国境警備局（CBP）が307条に基づき、事実確認調査の上で強制労働などの関与を推定する場合に、「違反商品保留命令（WRO）」を発令し、物品の輸入を差し止める。また、CBPが強制労働などの関与を認定（Finding）した場合には、物品は押収・没収される。

新疆ウイグル自治区が関与する物品などについては、
307条に代わってUFLPAが優先され、CBPの執行権限が強化。

ウイグル強制労働防止法（UFLPA） ※2021年12月成立、2022年6月施行

- (1) 新疆ウイグル自治区で物品の採掘・生産・製造が行われた場合、または
- (2) 同法に基づく「UFLPA事業体リスト」で指定された企業・団体が物品の採掘・生産・製造に関与した場合、
➡強制労働の利用があると推定し、307条に基づいて物品の輸入を禁止する。
- ※ **いわゆる付加価値基準やデミニミス基準のような例外規定は存在せず**、いかに少量であっても、その物品に新疆ウイグル自治区やUFLPA事業体リストの掲載事業者が関与した原材料が含まれる場合には、（それに実質的変更を加えるよう中国以外の国・地域で加工された場合でも）UFLPAに基づく輸入差し止めなどの措置の執行対象となる。
- ※ 全ての産業分野の物品がUFLPAの執行対象となるが、国土安全保障省（DHS）は優先執行分野の7分野を指定している。

アパレル

綿・同製品

ポリシリコンを含むシリカ製品

トマト・同製品

アルミニウム

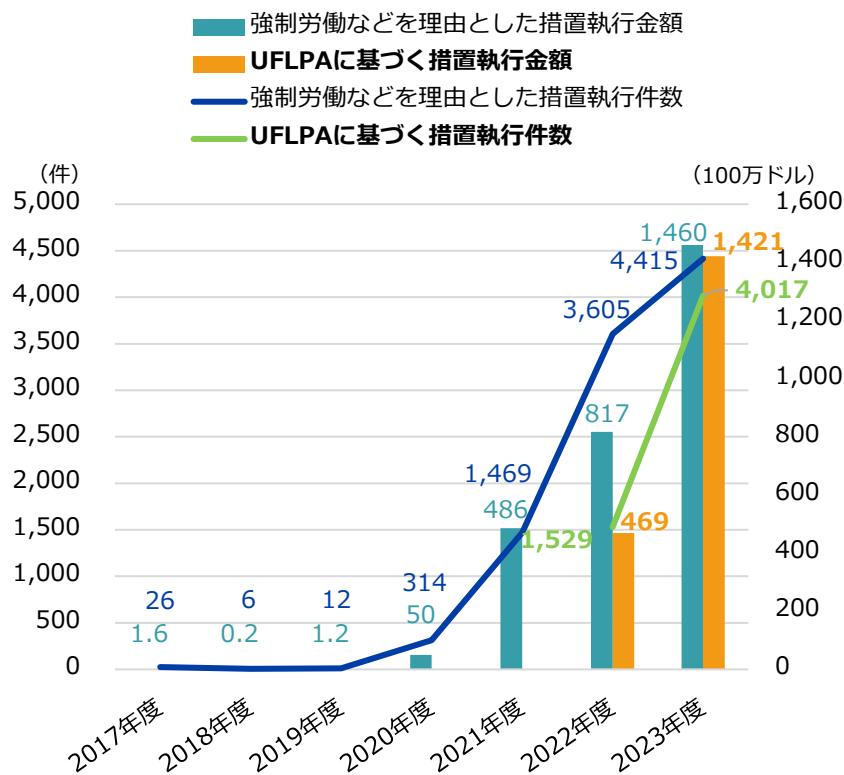
ポリ塩化ビニル

水産品

2 | 最近の動き（1930年関税法307条）

- 強制労働などを理由とした差し止めなど措置の執行件数・金額は2020年度（2019年10月～2020年9月）以降に急増、2022年度以降はUFLPAに基づく措置が多くを占める。
- **CBPによる執行の重点は307条からUFLPAにシフトも**、2024年4月には中国企業に対し307条に基づくWROが約1年半ぶりに発令。**当局は307条の引き続きの利用を示唆**しており、動向に要注目。

強制労働などを理由とした新規措置執行件数・金額の推移



(注) 強制労働などを理由とした措置には、1930年関税法307条およびUFLPAに基づく措置を含む。
(図表出所) CBP公表資料を基にジェトロ作成

新規WRO発令件数

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0件	2件	6件	13件	7件	6件	1件	1件

(注) 2024年度は8月時点の件数

2024年4月、中国企業3社が製造する作業用手袋に対して、製造工程での人権侵害の疑いにより、WROを発令。DHSのシルバース次官は、UFLPAだけでなく引き続きWROも利用する姿勢を示唆（[2024年4月15日付ビジネス短信参照](#)）。



国土安全保障省（DHS）
ロバート・シルバース次官

- 米国はサプライチェーンにおける強制労働や人権侵害を容認しないという強いメッセージを輸入業界に送り続けている。
- CBPの今日の行動は、われわれが**全ての強制労働に対処する法律を強力に執行する**ことを示すもの。

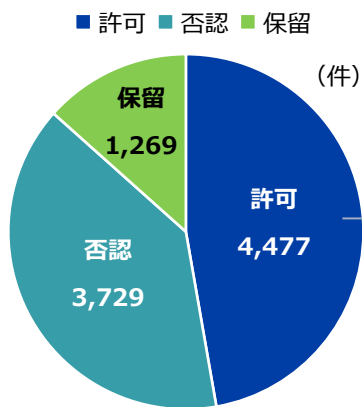
3 | 最近の動き（UFLPA）

- 2024年7月までにUFLPAに基づき35億ドル相当の9,475件の貨物が差し止め。産業分野別には、ポリシリコンを原料に用いる太陽光発電製品を含むエレクトロニクスが金額・件数ともに最多。国・地域別には、**金額ベースではマレーシア、ベトナム、タイが中国を上回り、第三国経由の輸入にも執行が及ぶ。**
- 2023年以降、UFLPA執行の対象となる事業体リストや優先執行分野の拡充が続き、執行強化の傾向。

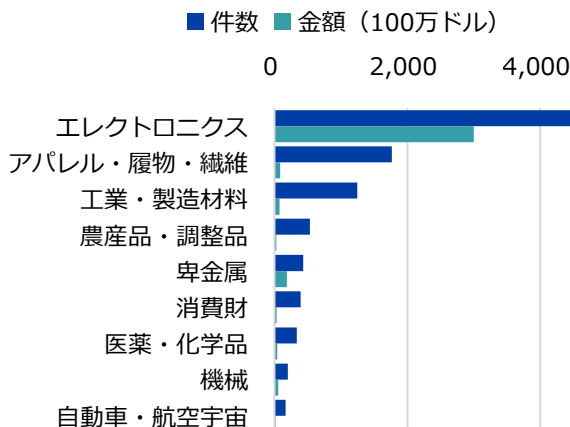
2024年以降の主なUFLPA執行強化の動向

- 2024年7月、UFLPA優先執行対象分野にアルミニウム、ポリ塩化ビニル、水産品の3分野を追加（[2024年7月11日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2024年8月、UFLPA事業体リストに中国のマグネシウム製品企業など5社を追加（[2024年8月13日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2024年10月、UFLPA事業体リストに中国の鉄鋼企業など2社を追加（[2024年10月4日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2024年10月、UFLPA事業体リストに中国の繊維企業3社を追加（[2024年11月5日付ビジネス短信参照](#)）。

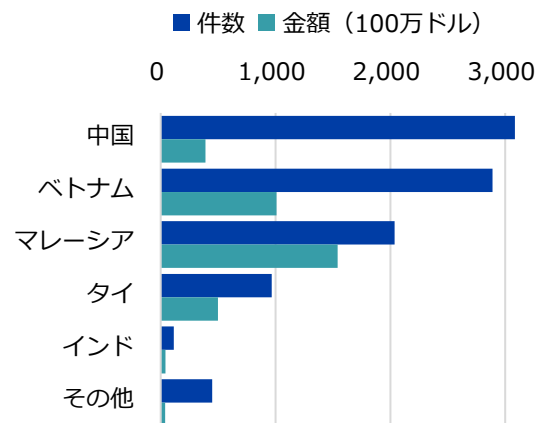
執行対象貨物の状況



産業分野別の執行実績



国・地域別の執行実績



※ 輸入者はCBPの差し止め通知から30日以内に異議申し立てが可能。差し止め後に輸入が許可された物品は、新疆ウイグル自治区が関与しないとして「適法性審査」を申し立てた結果と推測される。適法性審査については、ジェトロ調査レポート「[ウイグル強制労働防止法『適法性審査』の追加ガイダンス（暫定仮訳）](#)」（2023年5月）を参照。

4 | 最近の動き（デミニミスルール改正）

- 輸入者の法令順守義務の不履行により、**通関手続きが簡素化される少額貨物の特例制度（デミニミスルール）**が悪用され、強制労働を利用して生産された物品や違法薬物などが不正に輸入される懸念から、法改正の議論が活発に。**バイデン大統領は2024年7月に議会に対して法改正を要請**したほか、議会では少額貨物の通関時の情報収集を強化する法案など複数の改正法案が提出されている。



ジョー・バイデン大統領



国土安全保障省（DHS）
アレハンドロ・マヨルカス長官



マイク・ジョンソン連邦議会下院
議長（共和党、ルイジアナ州）

連邦議会に対してデミニミスルールを改正する「摘発および根絶（Detect and Defeat）」提案を法案のかたちで可決するよう要請（[2024年8月2日付ビジネス短信参照](#)）

「現在、われわれに与えられた権限の範囲内で取り締まり強化に取り組んでいるが、最終的には法的な権限（の拡大）が必要だ」（[2024年7月11日付ビジネス短信参照](#)）

中国からの輸入を念頭にデミニミスルールを厳格化する法案を含む、対中規制法案パッケージを2024年内に成立させることを目指す（[2024年7月10日付ビジネス短信参照](#)）

118議会（2023年1月～2025年1月）で提出された主なデミニミスルール改正法案の内容

- (1) 中国やロシアに対するデミニミスルール適用を停止する法案（[2023年6月26日付ビジネス短信参照](#)）
- (2) 米国が貿易制限措置を講じている製品に対するデミニミスルール適用を停止する法案（[2024年4月22日付ビジネス短信参照](#)）
- (3) デミニミスルールを適用する基準額（申告額800ドル以下）を国・地域ごとに設定する[法案](#)
- (4) デミニミスルール適用に関する情報収集を強化する[法案](#)

Ⅲ. 輸出管理・経済制裁

1 | 概要

- 米国は輸出管理や経済制裁を安全保障政策上のみならず、人権の尊重や法の支配といった民主主義の基本的価値観を国際的に擁護・推進する外交政策上の手段としても活用。
- **人権侵害に加担した疑いのある企業・個人を輸出管理の対象となる事業体リスト（エンティティ・リスト）や、資産凍結や取引禁止など経済制裁の対象となる事業体リスト（SDNリスト）に随時追加。**

輸出管理

- 商務省産業安全保障局（BIS）が人権侵害に加担した疑いのある企業・個人をエンティティ・リスト（EL）に随時掲載する。
- ELに掲載された対象に、米国製品（物品、ソフトウェア、技術）を輸出・再輸出・みなし輸出などを行う場合には、輸出管理規則（EAR）に基づき、BISの事前許可が必要となる（ただし、許可申請をしても、多くの場合、原則不許可の審査方針が取られる）。

経済制裁

- 財務省外国資産管理局（OFAC）が人権侵害に加担した疑いのある企業・個人を特別指定国民（SDN）リストに随時掲載する。
- SDNに掲載された対象には、在米資産の凍結、米国人（注）との資金・物品・サービスの取引禁止、米国への入国禁止などの制裁が科される。また、SDNが直接または間接的に50%以上所有する事業体も当該制裁の対象となる。

（注）米国民、米国永住者、米国の法律に基づく、もしくは司法権が及ぶ域内に存在する法人（外国支所も含む）、または米国内に存在するあらゆる個人を指す。

EL追加

- 2024年2月、人権侵害への加担などを理由に、中国、カナダの2事業体をELに追加（[2024年2月27日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2023年3月、人権侵害への加担を理由に、中国、ロシア、ミャンマー、ニカラグアの11事業体を[ELに追加](#)。

※ 併せて、EL追加根拠に、人権保護の外交政策上の利益が守られているか否かを含むことを明確にするよう、EARを改定

2 | 最近の動き（EAR強化）

- 輸出管理では、人権侵害に加担した疑いのある企業・個人をエンティティ・リストに追加するほか、**人権侵害に用いられ得る品目を規制品目リスト（CCL）に追加、許可審査する際の判断基準を厳格化など、多方面で輸出管理規則（EAR）を強化。**

CCL追加

- 2020年10月、香港当局による市民への放水銃使用を契機に、[放水銃がCCLに追加](#)。

CC（Criminal Control : 犯罪防止）規制強化

- 2020年10月、CC規制を理由とした品目の輸出許可審査の際、従来は（1）仕向国などでの市民暴動の発生または（2）仕向国政府が国際的に認められた人権を侵害した可能性についての証拠がない限り、申請者に好意的な判断が与えられると規定されていたが、（2）の条件を「当該品目が人権侵害に利用される恐れが無い限り」と変更し、過去の人権侵害の可能性を問わず、将来の人権侵害の恐れが認められる場合には、好意的な判断が与えられないよう[規制強化](#)。

カントリーグループ変更

- 2021年12月、カンボジアにおける人権侵害などを理由に、同国のグループの分類を変更（[2021年12月9日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2021年3月、ミャンマーにおける人権侵害などを理由に、同国のグループの分類を変更（[2021年3月9日付ビジネス短信参照](#)）。
- 2020年12月、香港における人権侵害を理由に、カントリーチャート/グループから「香港」の記述を削除し「中国」に置き換え、輸出許可要否の判断に当たって香港を中国と同様に扱うようEARを改定（[2021年1月4日付ビジネス短信参照](#)）。

3 | 最近の動き（有志国連携）

- **監視機器などのデュアルユース（軍民両用）製品が人権侵害に用いられないよう有志国で協力することを目的**とした、「**輸出管理と人権イニシアチブ（ECHRI）**」の設立を第1回民主主義サミット（2021年12月）で発表、第2回民主主義サミット（2023年3月）では行動規範を発表。参加国は日本や米国を含む24カ国。

民主主義サミットとECHRI

民主主義サミットは、米国バイデン大統領が2021年12月、111カ国・地域を招いて初開催。人権の尊重や法の支配といった民主主義の基本的価値観を共有する国・地域との協力関係の深化を目指す。第1回会合のテーマは以下3点。

1. 権威主義からの防衛
2. 腐敗との闘い

3. 人権尊重の推進

- **第1回民主主義サミット、ECHRI設立発表**（[2021年12月10日付ビジネス短信参照](#)）
米国、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー（4カ国）
- **第2回民主主義サミット、ECHRI行動規範を発表、参加国数が4→24カ国に拡大**（[2023年3月31日付ビジネス短信参照](#)）
米国、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、**日本**、アルバニア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、コソボ、ラトビア、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、韓国、スロバキア、スペイン、英国（24カ国）



ECHRI行動規範

1. デュアルユース製品・技術が人権侵害に用いる可能性のあるエンドユーザーに渡らないよう国内外の法律、多国間枠組みを適切に更新する
2. 産官学や一般市民と効果的な輸出管理法令の執行について協議を行う
3. 技術が進歩する中でそれらがもたらす脅威やリスクに関する情報を継続的に有志国と共有する
4. 人権侵害を行うリスクのある国家・非国家主体に対するデュアルユース製品・技術の輸出管理に関するベストプラクティスを共有・策定・実施する
5. 産業界と協議し、非国家主体が国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や国内法に基づく人権デューディリジェンスを実施することを促進する
6. 行動規範に参加していない国々のキャパシティビルディングを行うとともに、参加もしくは規範に沿った行動を促す

IV. 通商協定

1 | 概要

- 米国が関与するFTAには**人権保護や、米国企業にとっての競争条件の平準化の観点から労働者の権利の保護義務を課す**条項や、**強制労働を利用して生産された物品の輸入禁止に向けた努力・法的義務**を課す条項が盛り込まれる。

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)

- 交渉に当たったオバマ政権が、労働や環境に関する拘束力のある基準・規制の導入を求め、協定本文に労働章（19章）が盛り込まれた。**米国はトランプ政権が2017年1月に離脱。**その後、日本を含む11カ国により、2018年12月に、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）として発効。

米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) ※2020年7月発効

- USMCAの前身である北米自由貿易協定（NAFTA）で補完協定として扱われていた労働条項が、協定本文に労働章（23章）として盛り込まれた。さらに、USMCAの紛争解決章（31章）では、「**事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）**」が創設され、加盟3カ国間の労働問題に関する執行力が強化。

インド太平洋経済枠組み (IPEF) ※2022年5月交渉開始

- バイデン政権が2022年5月に立ち上げ。貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の4本柱で交渉項目が設定され、**貿易以外の柱は2024年6月までに発効または署名済み。**公正な経済の協定では、ILO宣言に基づく労働者の権利保護が盛り込まれたほか、**サプライチェーン協定では労働権諮問委員会の設立**などが盛り込まれた。

労働者の権利保護

締約国は、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に示される基準（①結社の自由・団体交渉権の承認、②強制労働の禁止、③児童労働の禁止、④雇用・職業に関する差別の撤廃、⑤安全で健康的な労働環境）を自国の法律などにおいて採用・維持する。

強制労働を利用して生産された物品の輸入禁止

- 強制労働を利用して生産された物品の**輸入禁止を奨励**する。

- 強制労働を利用して生産された物品の**輸入禁止を求める。**

※貿易の柱で交渉中か

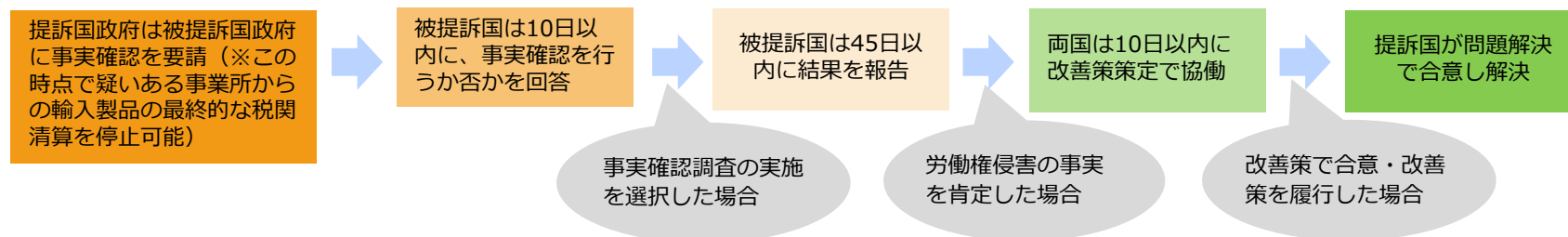
2 | 最近の動き（RRM）

- **USMCAの「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」**を通じて、2024年10月までに米国からメキシコ政府に対して計29件の申し立てを実施。日系企業の運営する工場での労働権侵害の事案も（いずれも解決済み）。通商協定を通じた特惠税率の適用が停止され得る。

事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム (RRM : Facility-Specific Rapid Response Labor Mechanism)

- 国内法令で保障されるべき労働者の権利が侵害されていると判断する根拠がある場合、係る権利侵害に関する調査（review）の実施を要求することが可能。**加盟国政府が独自に発動できるが、労働組合などの第三者機関が加盟国政府に労働権侵害を申し立てることも可能。**
- 提訴国と被提訴国で意見が対立し、紛争解決パネルが設置された案件もみられる（[2024年4月17日付ビジネス短信](#)、[2024年5月16日付ビジネス短信](#)参照）。

<RRMに基づく労働権侵害の調査実施を要求してから解決までの流れ>



※いずれの段階でも不都合があればパネル設置の要請が可能

（注）RRMに基づく措置については、[米国通商代表部（USTR）](#) または [労働省](#) のウェブサイトを参照。RRMの動向や対応については、[2023年8月8日付地域・分析レポート](#) も参照。

V. 参考資料

1 | 参考資料（1）

1930年関税法・UFLPAの執行状況、実務プロセスに関する資料

CBP	WROと認定（Findings）のリスト	WROや強制労働産品認定の対象となっている品目および対象生産者/地域のリスト
CBP	UFLPA執行データ	UFLPAに基づく輸入差し止めなどの措置執行実績が、①状況別（保留、許可、否認）、②国・地域別、③月別、④産業別に閲覧可能なダッシュボード
DHS	■ UFLPA執行戦略（2024年更新版） ■ UFLPA執行戦略（2023年更新版） ■ UFLPA執行戦略（2022年初版）	優先執行分野など、執行に向けたDHSの方針が記載。現在までに初版含めて3度掲載されるものの、各版で記載内容の範囲が異なっている（例えば、2023年更新版では、優先執行分野に明示的に追加されなかったものの、監視の重要性が指摘された8分野が記載されている。）
DHS	UFLPA事業体リスト	UFLPAに基づき、生産に関与した場合にUFLPAに基づく輸入の差し止め等措置の執行対象となる企業・団体のリスト
国務省	■ 産業界向けの勧告（2020年7月） ■ 産業界向けの勧告（2021年7月） ■ 勧告付属書（2023年9月）	新疆ウイグル自治区での強制労働ほか人権侵害に関与する事業体がサプライチェーンに含まれていないか、デューディリジェンスを求める勧告。2023年に掲載された付属書では、実務参考資料として学術機関の報告書などを紹介している
CBP	■ UFLPA輸入者のためのガイドライン ■ UFLPA適法性審査ガイダンス ■ UFLPA適法性審査ベストプラクティス	輸入が差し止められた場合の異議申し立てのプロセス、人権デューディリジェンスの参考資料などが記載。2023年に掲載されたガイダンス・ベストプラクティスでは、「適法性審査」を申し立てる場合の資料に含める内容のベストプラクティスなどを記載

2 | 参考資料 (2)

強制労働などを利用した物品、人権デューディリジェンスの実践に関する資料

国務省	監視機能を有する製品またはサービスに関する外国政府をエンドユーザーとする取引における国連指導原則の実施に関するガイダンス	外国政府や外国政府に関連する主体による監視製品・サービスの悪用リスクに対処するために、企業に推奨される人権デューディリジェンスのプロセスを定める。監視技術が人権侵害に利用されるリスクへの対処方法について解説している
労働省	より良い貿易のためのツール	問題になっている強制労働等の形態とともに、強制労働産品の原産国、品目の関税番号および製品概要を一覧として確認できるウェブサイト
国務省	責任ある調達ツール	国ごとおよび業界ごとの人身取引リスクの包括的な評価と、当該リスクに対処するための一連のツールを提供するプラットフォーム
労働省	コンプライチェーン	さまざまなセクターにおける人権デューディリジェンスの実例50件以上に基づいて優れた実践例を用いつつ、Q&Aを提供し、企業のコンプライアンス体制構築を支援するウェブサイト
国務省	責任ある企業行動（RBC）に関する国家行動計画	米国政府の今後の取り組みの方向性のほか人権リスクが深刻なケースを優先して対処することなど、企業が講じ得る具体的な人権デューディリジェンスの取り組みについて解説している

米国の人権関連法・規制や、サプライチェーンに関わる規制の運用、実務上の対応などについては、以下のジェトロの調査レポートで詳しく解説していますので本資料と併せてご参照ください。

- [「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」](#)（2022年6月）
- [「米国の経済安全保障に関する措置への実務的対応」](#)（2023年4月）

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240020>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載